

令和6年 第8回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和6年9月5日（木） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場3階第1会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、中村委員、石橋委員、荒木委員
- 4 事務局出席者 井手次長、貞松指導主事、金子補佐、上野補佐
- 5 会議録署名委員の指名 石橋 琴美 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和6年 第7回定例教育委員会（7/24）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第27号 佐々町奨学資金貸付基金条例及び佐々町奨学資金貸付条例の廃止について
議案第28号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱の廃止について
議案第29号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例の制定について
議案第30号 附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第31号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例施行規則の制定について
議案第32号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会設置要綱の制定について
議案第33号 佐々町立学校給食費の公会計化について
- 9 報告事項
 - (1) 令和6年度事業関係について
 - (2) 令和7年度使用中学校教科書採択の結果について
 - (3) 全国学力・学習状況調査の結果について
 - (4) 中体連（全国、九州）の結果について
 - (5) 吹奏楽コンクール（県北地区、県）の結果について
 - (6) 学校訪問について
 - (7) 通学路安全点検について
 - (8) 郡民体育大会及び佐々町スポーツ大会について
 - (9) 千本公園プールの利用状況について
 - (10) 部活動地域移行について
 - (11) 佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略 事業評価・検証委員会について
 - (12) 名義後援について

- (13) 準要保護の認定について
- (14) 行事関係報告について
- (15) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和6年第8回定例教育委員会を開催します。
教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。石橋 琴美 委員にお願いします。
教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「令和6年7回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
上野補佐	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<u>7 教育長報告事項</u> (1)教育委員会の主な活動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会等連絡事項 8月は校長会がありませんでしたので、報告はございません。
教育長	<u>8 案 件</u> 議案第27号 佐々町奨学資金貸付基金条例及び佐々町奨学資金貸付条例の廃止について 議案第28号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱の廃止について 議案第29号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例の制定について 議案第30号 附属機関の設置に関する条例の一部改正について 議案第31号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例施行規則の制定について 議案第32号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会設置要綱の制定について 関連するところがありますので、議案第27号から議案第32号まで事務局から説明を受け、その後、質疑等に入りたいと思います。よろしくお願いします。
上野補佐	概要についてでございますが、佐々町奨学資金貸付基金につきましては、未収金の整理が進んだことおよび国・県奨学金の充実により、近年、本町奨学金の利用実績がない状況であることから、当該資金及び奨学資金貸付条例を廃止したいと考え

ております。また、佐々町出身の方から経済的に困窮している方に対しての奨学金として、羽ばたけ若者人材育成奨学金経済支援型に活用してほしいとの意向で1,000万円の寄附を受けたため、羽ばたけ若者人材育成奨学金の財源として、「羽ばたけ若者人材育成奨学基金」を新たに創設し運用していきたいと考えております。

まず、条例の整理としましては、「佐々町奨学資金貸付基金条例」の廃止、基金残高が1,255万4千円あります。併せて「佐々町奨学資金貸付条例」を廃止いたします。

そして、「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例」を制定します。これは、先ほど説明した寄附者からの1,000万円と一般財源1,100万円の合計2,100万円を基金に積み立てし、おおむね10年間の財源を確保したいと考えております。

それから、「附属機関の設置に関する条例」については、羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会を設置することで考えているところです。

次に、規則等の整理としましては、「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱」の廃止です。

そして、「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例施行規則」を制定し、新たな基金に関する必要事項を定めたいと考えております。併せて「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会設置要綱」を制定し、選考委員会の必要な事項を定めたいと考えております。

次に、支給要件について、現行では「大学に進学する者」には1人当たり30万円を支給しておりますが、改正案では、「大学又は短大・専修学校（専門課程）に進学する者」としまして、支給額につきましても大学に加え、短大・専修学校には1人当たり15万円ということで案を出させていただいております。こちらにつきましては1例でございまして、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

次に、資金の流れですが、「佐々町奨学資金貸付基金」は廃止しまして、この基金残高につきましては一般会計に繰入れを行いたいと思っております。

それから、新設する「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金」の資金ですが、寄附金の1,000万円を令和6年度の一般会計の歳入として受け入れまして、歳出予算は寄附金1,000万と一般財源1,100万円の合計2,100万円を「羽ばたけ若者人材育成奨学基金」に積み立てて、2,100万円の基金を作りたいと考えています。

それから、令和6年度羽ばたけ若者人材育成奨学金として210万円を一般会計に取り崩しまして、一般会計の歳入に210万円を基金から繰り入れます。歳出として、当初予算に計上しております「羽ばたけ若者人材育成奨学金事業補助金」に充てたいと思っております。

引き続き、議案の説明に入りますが、議案第27号は「佐々町奨学資金貸付基金条例等を廃止する条例」の案となります。参考に現行の基金条例と貸付条例の条文をつけております。

続きまして、議案第28号は「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱を廃止する要綱」の案ですが、こちらも現行の支給要綱を廃止いたします。参考に現行の条文をつけております。

続きまして、議案第29号は新しく制定する「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基

教育長	金条例」の案となります。 第1条の「設置の目的」ですが、本町出身の優秀な学生に対する大学等の学校修学に係る経済的支援を行うことにより、佐々町から将来を担う有用な人材の育成に資することを目的とするため、基金を設置することになります。第2条は「積立て」、第3条に「管理」、第4条に「運用益金の処理」、第5条に「繰替運用」、第6条に「処分」、第7条に「委任」の規定の構成となっております。 続きまして、議案第30号は「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」ですが、「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会」の設置という内容で条例を改正したいと思っております。 続きまして、議案第31号は「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例施行規則」ということで、新しい基金に対する運用等の取り決めを定めたものになります。こちら第1条が「趣旨」ということで、「予算の範囲内で奨学金を支給するもの」と定めております。第2条が「対象者」です。先ほども申しましたが、対象者は「高等学校に在学し、奨学金支給申請の次年度に、学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校専門課程」と説明しましたが、ここで「（専門士または高度専門士の称号が付与される課程・学科に限る。）に進学する者」と規定しております。よって、通常の専門課程だけでは対象にならないということで、この規定につきましては長崎県の育英会の奨学金を参考にしております。 続きまして、第3条「対象要件」については従来と変わっておりません。 第4条「奨学金の額」ですけれども、大学は1人当たり30万円、短期大学・専修学校（専門課程）は1人当たり15万円としております。第5条「支給の申請」、第6条「支給の決定」、第7条「支給の請求」、第8条「実績の報告」、第9条「決定の取消し」、第10条「奨学金の返還」、第11条「その他」につきましては従来の規定と変わりません。参考に様式等を付けておりますが、こちらも現行の制度と変わっておりません。 次に、議案第32号の「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会設置要綱」ですが、議案第30号で説明しました選考委員会について、その運用を取り決めたものになります。概要の部分だけ説明させていただきますと、第2条「委員会の任務」ということで、「奨学生の選考に際し、教育委員会からの諮問に応じて次に掲げる事項を審査し、教育委員会に答申する。」ということで、「奨学生の選考に関すること」、「その他奨学生の決定に関すること」としております。第3条が「委員の構成」として、「委員会の委員は5名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」ということで、「学識経験者」、「地域の教育関係者」、「その他教育委員会が必要と認めた者」としております。 第4条「委員の任期」ですが、「2年以内とする」、「再任を妨げない」、「欠員の任期は前任者の残任期間とする」としてしております。第5条に「委員長及び副委員長」として選任規定、第6条は「委員会の会議」、第7条が「委員以外の者の出席」、第8条「事務局」、第9条「その他」ということで定めております。 概要は以上となります。よろしくお願いいたします。 今、事務局から説明があったところですけれど、先の定例教育委員会の中で、現
------------	---

	在の奨学金未収金について、処理ができたと説明をしたと思います。それに併せて、現在の貸与型の奨学金を廃止し、新たに1,000万の寄附をもとに「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金」を作りたいとの流れです。それに従って、佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金の要綱等を制定しております。 議案番号には従いますが、関連した案件ですので、どこからでも構いません。ご質問等あればお受けしたいと思っております。
石橋委員	失礼します。とてもいいことだと思うんですが、給付型の奨学金となっているということは、貸与型の奨学金はなくなると理解してよろしいのでしょうか。
上野補佐	ご質問のとおりです。
石橋委員	続けてよろしいですか。10年間の財源ということで、その後のことはその後でということで、取りあえず今のところ10年ということで計画されているということで理解してよろしいでしょうか。
上野補佐	ご質問のとおりです。その後についてはまたその後に決めていければと思っております。
石橋委員	一番気になっていたところが、現行から改正されているところで、短大・専修学校にも支給できるということで、とてもいいと思うんですが、大学30万円、短大・専修学校は15万円を案として決められている理由といたしますか、どのようなことで30万円と15万円になったのか教えてください。
上野補佐	こちらにつきましても、専修学校専門課程で、専門士又は高度専門士の課程学科の一覧を調べました。専門士につきましては、約8万円から30万円の範囲になっています。医療分野が大体30万、普通の商業部門などが15万円となっているようです。それから、高度専門士につきましても、医療系が大体30万円、社会福祉分野、工業系の分野、文化教養部門につきましては15万円となっているところが多くございましたので、そのような改正案としているところです。また、短大は2年が多くございましたので、現行4年大学で30万円と比較しても2年で15万円が妥当ではないかと思ひまして、今回の案とさせていただきますところではあります。
教育長	よろしいでしょうか。高度専門士、それから専門士が取れる学校、文科省が認可した学校については一覧表で示されておりますので、それを確認しながらやっていきたいと考えています。称号が取得できない専修学校も確かに存在します。称号が取得できる場所ということで、専門士というのは短大卒程度の学力といたしますか資格として確認していきたいと思っております。 ほかご質問ございませんでしょうか。
荒木委員	概ね10年間ということは、単純に割ると、年間210万ぐらいずつということにな

上野補佐	と思うのですが、大体人数的なところでは、大学に行く方、専修学校に行く方で10名程度、10年間、奨学金の対象とされるということの理解でいいですか。 現行では、支給は大学進学に7名としていますけれども、今回、短大生や専修学校が対象となることで、例えば、大学生が6名で短大・専修学校が2名で合計8名とか、または大学・短大合わせて6名などもあるかと思います。今まで7名としていたのが8名とか6名とか、そのようなケースは生じてくると思います。
教育長	何かご質問ございませんでしょうか。
石橋委員	どちらかと言いますと、現在は4年生大学よりも専門学校・専修学校に行く子どもさんが多いと思います。高校時代にある程度仕事を決めて進んでいくお子さんが多いように思うので、非常にこの支援があるのはいいと思います。案にありますとおり専修学校もぜひ入れてほしいと思います。
教育長	ほかございませんでしょうか。
中村委員	この羽ばたけ若者人材育成奨学金の制度について、やはりふるさとに帰って来てほしいという願いが込められているということを聞いておりまして、30万円や15万円の支給があれば、恩返しという気持ちが生まれるのではないかと思いますので、どんどん枠が増えているような気がします。最初は申請が少なかったと記憶しています。それがどんどん増えていって、また今回、寄附もあったということなので、いいお金の使い方とも思うのでいいと思います。
教育長	ありがとうございました。ほかございませんでしょうか。
荒木委員	私もやはりこういう助けがあることは、すごくありがたいことだと思います。ただ、大学や短大、専修学校というところで線は引かなくてもいいと思いますので、私は、石橋委員と同じように、確かに4年や2年の違いはありますが、金額的なところでは、同じでもいいのではないかと思います。
上野補佐	貴重なご意見ありがとうございました。委員の皆様の意見を参考にしながら、内容等検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
教育長	それでは、大きくは基金を作ること、そして、資格要件の中に、短大・専修学校を入れるということ、この点についてはご了解いただいたということによろしくございましょうか。 (「異議なし。」の声あり)
教育長	それでは議案第27号から議案第32号についてご承認いただけるでしょうか。

上野補佐	(「異議なし。」の声あり) 議案第33号 佐々町立学校給食費の公会計化について 公会計化の導入年度を令和8年度で考えており、「体制整備」、「現状把握」、「食材調達の方法」、「未納等の対応の検討」などを検討しながら準備を進めているところです。 まず、「導入スケジュール」ですが、令和6年11月に産業建設文教委員会において進捗状況の報告、令和7年3月に給食管理システム業務の予算の可決、4月に給食管理システム業務の契約締結、7月に定例教育委員会で学校給食条例等の協議、8月に産業建設文教委員会で条例等の協議を行いまして、9月に学校給食条例等の議会上程、10月に公会計化について保護者への通知、令和8年3月に給食管理システムの完成、4月から条例の施行と運用の開始、5月に納付書発送というスケジュールで進めていきたいと考えております。 次に「食材調達方法」です。まず、加工食材ですが、主食用物資と副食用物資は県の学校給食会、冷凍食品や調味料、卵、肉類等につきましては、各仕入れ先から調達しています。業者の選定方法について、ルールを作る必要があるのではないかと考えております。また、生鮮食材については、主に地元業者が納入しているのですが、地元業者では納入物量に限界があるとのこと。また、業者間で価格が違うとの実情もあります。この調整が必要でないかと考えているところです。 続きまして、「私会計の債権継承」ですが、各学校の給食費の未納をどの程度まで引き継ぐかということになります。他の自治体を参考に、どこまで引き継ぐかを考えていかなければならないと考えております。今、その債権について学校に照会中です。 続きまして、「条例の整備」についてですが、佐々町学校給食に関する条例と、その条例施行規則の準備を進めております。 それから、「保護者への通知」につきましては、令和7年度の後半に保護者への通知やホームページに公表して準備を進めていきたいと考えております。 「システム関係」については、町の基幹システムのベンダーのソフトウェアである「給食管理システム」を導入できないかと考えております。理由としては他のベンダーのシステムはシステム構築が別途必要となり、価格が高額になるためです。 最後に、「給食費の徴収方法」ですけれども、現行は8月を除いて給食費は11回払いになっています。案としては、5月から3月までの11回払いにできないかと考えているところです。また、給食費が物価の高騰で上がっており、令和5年度の実績で15%ぐらい上昇していますので、その上昇部分を含めたところで給食費の単価設定が必要ではないかと考えております。 続きまして、「未納等の対応」です。給食費を未納した場合どうするのかということですが、佐々町私債権管理条例に基づいて行っていきたいと考えております。自治体によっては、遅延損害金の徴収など、対応が異なっていますので、庁内の他の債権との整合を図りながら決めていきたいと考えております。 概要は以上です。よろしくお願いいたします。
-------------	---

教育長	事務局から説明がございましたけれども、ご質問等はございませんでしょうか。
中村委員	いよいよ公会計になるのかと思いました。こうなると支払わない人に対して、督促をきちんとかけないといけない義務が出てくるということを聞いていたので、厳しくなっていると思っています。集め方として、振り込みになるのか、最近、電子マネーによる支払いなどたくさんの手法がありますけれど、徴収方法について教えてください。
上野補佐	基本的には、町の他部署と同じ方法と思っており、第一は口座振替になると考えております。それができない方は納付書で納めていただくことになると考えております。
中村委員	分かりました。基本的にそれでうまくいく人はそれでいいと思いますが、できればコンビニ払いの対応など、できるだけ払いやすいようにしていただければと思います。
上野補佐	たしかに今はコンビニ払いもありますので、検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。
教育長	ほか、ご質問等ございませんでしょうか。
荒木委員	最後の懸案事項のところに、「給食費を無償化すると教職員のみの給食費の徴収となりシステム導入成果が低くなる可能性がある。」とあり、現在中学校は、無償化になっていると思うのですが、今後の給食費の無償化の方向性とこの公会計化との兼ね合いは、どのように検討がされているのでしょうか。
教育長	給食費の無償化については、議会でも質問があっておりますけれど、町長と私の考えとしては基本的には全国一律に国が責任を持って行うべきと思っております。負担がその地域によって変わるということは、保護者にとっても子どもにとっても非常に好ましくないと思っております。 町長のご理解もいただいて中学校については無償化になりましたけれども、小学校まで無償化については、財政の状況を見ながらとしか今の時点では答えようがないと思います。 今年度から県知事への要望にも「給食費の無償化について国に強く要望してほしい」ということを入れております。少し時間がかかると思います。よろしいでしょうか。 ほかございませんでしょうか。 (「なし。」の声あり)

教育長	それでは、この案件についてはご了解いただいたということでよろしゅうござい ましょうか。 (「異議なし。」の声あり)
	<u>9 報告事項</u>
上野補佐 金子補佐	(1) 令和6年度事業関係について 教育委員会所管施設に係る工事等の進捗状況を報告。
貞松指導主事	(2) 令和7年度使用中学校教科書採択の結果について 定例教育委員会の審議結果を県北地区教科書採択協議会に報告したことを報告。
貞松指導主事	(3) 全国学力・学習状況調査の結果について 学力調査及び意識調査の結果について報告。
上野補佐	(4) 中体連（全国、九州）の結果について 中学校総合体育大会県大会及び九州大会の結果について報告。
上野補佐	(5) 吹奏楽コンクール（県北地区、県）の結果について 長崎県吹奏楽コンクール県北地区大会及び県大会の結果について報告。
貞松指導主事	(6) 学校訪問について 学校訪問の実施日程（予定）について報告。
上野補佐	(7) 通学路安全点検について 通学路安全点検の実施日程（予定）について報告。
金子補佐	(8) 郡民体育大会及び佐々町スポーツ大会について 郡民体育大会及び佐々町スポーツ大会の開催状況について報告。
金子補佐	(9) 千本公園プールの利用状況について 今年度の利用実績について報告。 ・開設期間：7月20日～8月27日（8月13日～15日は休み） ・来園者数：1,261名
教育長	この件についてご質問ございませんか。
中村委員	質問ではありませんが、今言われたように、老朽化している部分やポンプなど設 備が大変との状況も聞いてますので、その辺も含めて、1回抜本的に改革をしない といけない時期になっているのかなと思いました。

教育長	ほかにはよろしいでしょうか。ただ、感じとして、子どもの生活自体も変わった気がします。熱中症の怖さと言いますか、エアコンを適切に使うようにと盛んに言われます。そのようなところで変化が出てるのではないかと思います。 近所を見ても、小さい子が外には出ていないように見えました。
中村委員	出てないですね。昔はプールに涼みに行っていました。今は全然涼しくないみたいな気がします。プールに行っても暑そうに思います。
教育長	(10)部活動地域移行について 8月30日に開催した部活動地域移行に係る保護者説明会の概要を報告。 今後の予定及び「佐々中学校休日部活動クラブ」の案について説明。
中村委員	説明会は、キックオフみたいな形で進められていって、私の隣におられたスポーツ協会の方が、若干厳しい目線で見られて、「これはうまくいっているところといっていないところがある。」など言って、やはり、しっかりもう見極められてるんだなと思いながら、「佐々もできるのか。」などちょっと厳しい意見を言われていたので、そういう意見もあるんだなと思いましたし、今までなかなか出てなかったもので、そういった意見も踏まえながら、ぜひ教育長が言われているように、来年がコーディネーターに国から補助が出るとすれば、これを機に上手に使って行って、講師の県の課長補佐もなかなかいい気持ちで帰っていただいたところがあるので、ぜひ、私たちも協力したいと思います。以上です。
教育長	ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 皆様のお知恵を拝借しながらやっていきたいと思っております。
上野補佐 金子補佐	(11)佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略 事業評価・検証委員会について 教育委員会所管事業について報告。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、検証委員会の中で、指摘事項が大きく3つあったと記憶しております。1つが、佐々っ子応援団の登下校の見守り活動における情報共有。これについては、活動参加への感想を含めた形でアンケートを実施してみてはどうかと思っています。何か伝えたいことがありますかと尋ねても「特になし」となってしまうので、感想も含めた形のアンケートを実施してはどうかと思っています。議会が終わってから落ち着いて考えようと思っていますが、方法は返信用封筒を入れたアンケート用紙を事務局から手渡ししていこうかと思っています。事務局で集約して、集約結果も手渡しをする。活動が始まって12年ぐらい経ちますので、お礼方々お1人ずつ会うほうがよいと思っています。 それと、佐々っ子応援団の見守り活動について、課題になっていたのが保険の加入ですが、こちらについては、学校のボランティア保険が適用できることを確認しておりますけれど、周知ができておりません。アンケートに併せて周知をしたいと思っていますし、佐々っ子応援団の広報誌も少し記事が固定化してきていたので、

	この感想等があれば、それを活用できるのではないかと考えています。 それから2つ目が、危険箇所マップの作成と周知でございました。五島市ではどこかの資金を活用しているということでおっしゃっていましたが、本町は「佐々町通学路危険箇所マップ」を既に作成しております。ただ、作成してから5～6年経ってきたので、今回の安全点検を含めてもう一度見直して、今年度中ぐらいに、再度、危険箇所マップを作りたいと考えています。ただ、危険箇所は細かく書くと非常に難しく、大きな危険箇所ということになるかもしれません。そして、保護者への周知は、メールで配信がよいのか、ホームページがよいのか、これは学校の方にちょっと手伝っていただこうかと考えています。 それから3つ目が、英語の学力をKPIに設定してはどうかのご意見がありました。検討してみましたが、総合戦略のKPIには少し難しい。例えば、全国学力調査で英語があるのは3年に1度です。また、特定の教科に特化することがどうなのかという気もします。何とか教育振興計画の成果指標に記載できないか、例えば全国学力調査で英語は好きとか、そういった指標が毎年出てくるので、そのあたりをちょっとお時間いただいて検討してみたいと考えています。 指摘事項というのは、以上だったと考えていますけど、委員の方がお二人いらっしゃるのので、説明に不足はなかったでしょうか。それとご質問はありますでしょうか。
中村委員	他の委員が言われていたと思いますが、昔、ジョギングフェスティバルで、招待選手が来るとやはりあの走りを見てみたいとか、オリンピックも今回あったわけですが、これは簡単にできないですけど、そういった選手を呼ぶ、もしくは、諫早高校など近いところから選手を呼ぶというのも1つの手だなと思いましたので、検討いただければと思います。よろしくお願いします。
上野補佐 金子補佐	(12) 名義後援について 3件の後援について説明。
上野補佐	(13) 準要保護の認定について 申請がなかったため取り下げ。
上野補佐	(14) 行事関係報告について 資料に基づき説明。
上野補佐	(15) その他 ○教育委員新任研修会及び研究大会について 令和6年11月21日の新任教育修会及び22日の研究大会の予定について説明。
井手次長	○福山雅治コンサートのライブビューイングについて 申し込み状況の報告。

井手次長	○文化会館の空調について 大ホール及び中ホールの空調システムの故障と修理について報告。 (16時35分 閉会) 上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。 令和6年9月5日 教育長 里川 雅孝 委 員 石橋 琴美
------	---